

令和7年度

放課後児童クラブの申込みについて(第2次募集)

保護者が就労等により、昼間家庭にいない子どもたちの放課後等における健全育成と、子育てと仕事の両立支援を目的に放課後児童クラブを実施しています。令和7年度の入会申込を下記のとおり受付いたします。

1. 対象となる児童

隠岐の島町に在住する小学生の児童で、次の(1)～(2)の要件を満たしていることが必要です。また、前年度までの利用料・保険料で未納のあるご家庭はご利用になれません。
(1) 保護者が働いている家庭、またはこれに準ずる家庭の児童
(2) 昼間、保護者または祖父母など、保護者に準ずる方がいない家庭の児童

2. 入会申込受付について

(1) 申込期間：令和7年2月12日(水)～令和7年3月14日(金)

(2) 提出書類：① 令和7年度放課後児童クラブ入会申込書(第2次募集用)
② 就労証明書(または自営業就労証明書)※疾病・介護等の理由の場合は別途お尋ねください。
※提出書類は、各児童クラブ、隠岐の島町役場保健福祉課児童福祉係にご用意しているほか、町ホームページからダウンロードすることができます。
※下のお子さんの令和7年度保育所入所申込みの添付書類として就労証明書または自営業就労証明書を提出されている場合には、当該書類の提出は不要です。

(3) 提出場所：隠岐の島町役場 保健福祉課児童福祉係(役場本庁舎1階②番窓口)

(4) 第2次募集で申込み可能な放課後児童クラブ一覧

申込可能な小学校	児童クラブ名称	利用区分	実施場所	住所	電話番号
西郷・有木小学校	子育て交流センター児童クラブ	通年・長期休業	隠岐の島町子育て交流センター	栄町345	3-1200
北小学校	中村保育園児童クラブ	通年・長期休業	中村保育園	中村1486-1	4-0017
有木・磯小学校	下西保育所児童クラブ	通年・長期休業	下西保育所	下西462	2-4612
都万小学校	都万保育所児童クラブ	通年・長期休業	都万保育所	都万2431	6-2064
中条小学校	原田認定こども園児童クラブ	通年・長期休業	原田認定こども園	原田461	2-5106

※入会希望数の増加による入会制限のため、小学校4年生以上の児童は申込みできません。
※コスモス児童クラブ(隠岐共生学園第一保育所)、双葉保育園児童クラブ、いるか児童クラブ(隠岐共生学園第二保育所)、ごか保育園児童クラブは定員に達しましたので申込みできません。
※長期休業のみの利用を希望する場合には、通学する小学校に関わらず上記全ての児童クラブに申込むことができます。

(5) 承諾通知：3月下旬に入会決定の通知を郵送します。

3. 開設日・開設時間

(1) 開設する日
毎週月曜日から金曜日 ※土曜日・お盆期間(8/13～8/16)の取り扱いは各施設で異なります。

(2) 開設しない日
① 日曜日および国民の祝日(振替休日を含む)
② 12月29日～翌年1月3日(年末年始)
③ 3月31日(年度末日)または4月1日(年度初日) ※どちらがお休みになるかは各施設で異なります。
④ その他町長が必要と認めたとき(大雪・風水害等による学校の臨時休校、感染症拡大など)

(3) 開設時間
① 平日(学校のある日) 下校時～18:30
② 土曜日・長期休業期間・学校の振替休業日 8:30～18:30
※勤務時間等の都合により開設時間を越えて利用したい場合は、各施設にご相談ください。

切り取り線

(様式第1号)

令和7年度 隠岐の島町放課後児童クラブ入会申込書(第2次募集用)

令和 年 月 日

隠岐の島町長 様

〒685-

保護者名フリガナ 住所 隠岐の島町

電話 自宅 - - 携帯(父) - - 携帯(母) - -

児童	氏名	生年月日	性別	学校・学年
	フリガナ 漢字	H・R 年 月 日	男・女	小学校 年

※学年は4月からの新学年で記載して下さい

◇入会を希望するクラブ・利用区分

希望順位	児童クラブ名称	利用区分
第1希望	児童クラブ	☐ 通年 ☐ 長期休業全て ☐ 春休み ☐ 夏休み ☐ 冬休み

◆第1希望の児童クラブに入会できなかった場合(いずれかに☑をしてください)
☐ 別の児童クラブを希望する ☐ キャンセル待ちを行う ☐ 申込みを取り下げる

↓

希望順位	児童クラブ名称	利用区分
第2希望	児童クラブ	☐ 通年 ☐ 長期休業全て ☐ 春休み ☐ 夏休み ☐ 冬休み

◆第2希望の児童クラブにも入会できなかった場合(いずれかに☑をしてください)
☐ キャンセル待ち(第1希望クラブ・第2希望クラブ・どちらも)を行う ☐ 申込みを取り下げる
※いずれかを○で囲んでください。

◇入会を希望する理由(番号を○で囲んでください)

1	保護者が就労のため、放課後等家庭にいないため。
2	その他(理由をお書きください)

◇勤務の状況

児童との続柄	父	母
形態	☐ 常勤 ☐ 非常勤 ☐ 自営	☐ 常勤 ☐ 非常勤 ☐ 自営
時間	月 時 分から 時 分まで	月 時 分から 時 分まで
	火 時 分から 時 分まで	火 時 分から 時 分まで
	水 時 分から 時 分まで	水 時 分から 時 分まで
	木 時 分から 時 分まで	木 時 分から 時 分まで
	金 時 分から 時 分まで	金 時 分から 時 分まで
	土 時 分から 時 分まで	土 時 分から 時 分まで
	日 時 分から 時 分まで	日 時 分から 時 分まで
上記のほか変則勤務の場合		上記のほか変則勤務の場合
[]		[]

(裏面も記入してください)

(申込書 裏面)

◇家族構成 ＊保護者（父・母）、同住所に住んでいる方全員（世帯分離している人も含む）、きょうだい全員及び隠岐の島町に在住の別居の祖父母について記入してください。

保護者（別居含む）及び同居の家族	氏 名	児童との続柄	年齢	同居・別居住所等	就労等の状況 ※該当する場合に☑して下さい	勤務先・学校名・保育所名等
				☐ 同住所 ☐ 同住所（別世帯） ☐ 別居	☐ 就労 ☐ 就学・技能習得 ☐ 保育所入所 ☐ 疾病 ☐ 障がい、 ☐ 要介護 ☐ 介護・看護	
				☐ 同住所 ☐ 同住所（別世帯） ☐ 別居	☐ 就労 ☐ 就学・技能習得 ☐ 保育所入所 ☐ 疾病 ☐ 障がい、 ☐ 要介護 ☐ 介護・看護	
				☐ 同住所 ☐ 同住所（別世帯） ☐ 別居	☐ 就労 ☐ 就学・技能習得 ☐ 保育所入所 ☐ 疾病 ☐ 障がい、 ☐ 要介護 ☐ 介護・看護	
				☐ 同住所 ☐ 同住所（別世帯） ☐ 別居	☐ 就労 ☐ 就学・技能習得 ☐ 保育所入所 ☐ 疾病 ☐ 障がい、 ☐ 要介護 ☐ 介護・看護	
				☐ 同住所 ☐ 同住所（別世帯） ☐ 別居	☐ 就労 ☐ 就学・技能習得 ☐ 保育所入所 ☐ 疾病 ☐ 障がい、 ☐ 要介護 ☐ 介護・看護	
				☐ 同住所 ☐ 同住所（別世帯） ☐ 別居	☐ 就労 ☐ 就学・技能習得 ☐ 保育所入所 ☐ 疾病 ☐ 障がい、 ☐ 要介護 ☐ 介護・看護	
町内に住別居の祖父母				住所（ ）	☐ 就労 ☐ 就学・技能習得 ☐ 疾病 ☐ 障がい、 ☐ 要介護 ☐ 介護・看護	
				住所（ ）	☐ 就労 ☐ 就学・技能習得 ☐ 疾病 ☐ 障がい、 ☐ 要介護 ☐ 介護・看護	
				住所（ ）	☐ 就労 ☐ 就学・技能習得 ☐ 疾病 ☐ 障がい、 ☐ 要介護 ☐ 介護・看護	
				住所（ ）	☐ 就労 ☐ 就学・技能習得 ☐ 疾病 ☐ 障がい、 ☐ 要介護 ☐ 介護・看護	

誓 約 書

入会児童名 (年生)
※学年は4月からの新学年を記入してください。

上記の児童の放課後児童クラブ利用にあたり、下記の事項につき誓約いたします。

記

- 利用月ごとの利用料（基本料、給食費、保険料）を、納入通知書に記載された納期限までに納入すること
- 利用料を納付期限から3ヶ月以上滞納した際には、利用を解除されても異議を唱えないこと
- 流行性疾患にかかった場合は、クラブを休ませ、集団生活において周囲に迷惑をかけないこと
- 児童の登降所は、保護者が責任を負うこと
- 児童の安全面を考慮し、大雪・風水害等により学校が臨時休校となった際に児童クラブを利用できないことを承諾すること
- その他、隠岐の島町及び児童クラブの指示に従い、児童クラブの運営の秩序を乱す行為などを行わないこと

令和 年 月 日

隠岐の島町長 様

住 所 隠岐の島町

保護者名

印

(案内裏面)



4. 利用料金

利用区分		基本料	保険料	給食費
年間を通しての利用		月額 10,000 円	年額 2,400 円	日額 300 円
長期休業期間	夏休み利用	20,000 円	400 円	日額 300 円
	冬休み利用	10,000 円	400 円	日額 300 円
	春休み利用	10,000 円	400 円	日額 300 円

- 利用日数や月途中での入退会による日割り計算は行いません。実際にご利用されない月（期間）があっても、基本料・保険料は発生します。
- 入会は年度単位ですので、令和7年度の春休み利用は令和7年4月と令和8年3月の利用を意味します。
- 児童クラブの活動中にケガをした場合は、加入保険により通院・入院等の傷害保険金の請求ができます。（免責事項がある場合があります）

5. 利用料の納付

放課後児童クラブの料金は、利用月分を翌月末日に口座より引き落としいたします。（口座振替は、入会決定後に各金融機関の窓口にお申し出ください）口座振替のお手続きをされていない場合、利用月分の納付書を翌月中旬頃に郵送します。

6. おやつ・給食

- 15時を目安におやつを提供いたします。おやつ代は基本料に含まれます。
- 学校のない日（土曜日・長期休業期間・学校の振替休日）は、給食の提供があります（有料：300円／日）
- 子育て交流センター児童クラブの給食は、業者から購入する弁当の提供となります。

7. 一日の流れ（例）

- 学校のある日（平日）

時間	放課後	14：00	14：30	15：00	16：00	17：30	18：30
活動時間	開	登	宿	お	自	片	お
	所	所	題	やつ	外遊時間	迎え準備	帰迎え宅所

- 学校のない日（土曜日・長期休業期間・学校の振替休日）

時間	8：30	9：00	10：00	12：00	13：00	15：00	16：00	17：30	18：30
活動時間	開	登	学	自	昼	自	お	自	片
	所	所	習	由遊	食	由遊	やつ	外遊	迎え準備

8. 送迎等について

- 児童クラブでは、児童の送迎はいたしません。
- 保護者又は保護者に代わる方が、18時30分までに児童クラブへお迎えに来てください。
- 学校のない日（土曜日・長期休業期間・学校の振替休業日）は、施設入口（玄関）にてお子様を職員へ引き渡してください。

ご不明な点等お問い合わせ
各児童クラブ または 隠岐の島町役場保健福祉課児童福祉係（2-8577）